

## 綾瀬市リサイクルプラザ運営委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市リサイクルプラザ運営委員会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 綾瀬市リサイクルプラザの事業を円滑に行い、適正に運営するため、綾瀬市リサイクルプラザ運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 綾瀬市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の事業計画に関すること。
- (2) プラザの運営方法に関すること。
- (3) 再利用品の展示及び提供に関すること。
- (4) その他プラザに関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、学識経験を有する者及び市民の代表者10人以内の委員をもって組織し、委員は市長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (会長等)

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、プラザ主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。